

～制度調査部情報～

2006年8月11日 全3頁

子会社からの自己株式 取得の事例 06.08

制度調査部
堀内勇世

会社法 163 条の子会社からの自己株式取得

【要約】

- A 社の子会社 B 社が保有する A 社株式を、親会社たる A 社が取得する場合に、会社法上、特例がおかれている。会社法 163 条がそれである。
- ここでは、会社法 163 条により親会社が子会社から自己株式を取得した事例を紹介する。
- 子会社による親会社株式の取得は原則として禁止されている（会社法 135 条参照）。会社法 163 条が定めているのは、例外的に子会社が親会社株式を保有していることを前提としている。
- なお、今年 5 月以降、適時開示書類（プレスリリース）で確認できた事例は、9 件（9 社）である（平成 18 年 7 月 31 日現在）。

1. はじめに

- **子会社から自己株式を取得する場合**、例えば、A 社の子会社 B 社が保有する A 社株式を、親会社たる A 社が取得する場合の**特例**が会社法におかれている（注 1）（注 2）。
- **会社法 163 条**がそれである。
- この規定の下では、取締役会設置会社は、株主総会決議を経ることなく、取締役会決議によって、子会社から自己株式を取得することができる（注 3）（注 4）。
- この会社法 163 条により子会社から自己株式を取得した事例を紹介する（注 5）。

（注 1）ここでいう子会社は、**会社法上の子会社**である（会社法 2 条 3 号、会社法施行規則 3 条・4 条）。会社法では、旧法に比べ、**子会社の定義が拡大**している。大まかに言えば、次のように拡大されている。

- （1）株式会社以外の法人も含む
- （2）議決権の過半数という形式基準（旧法の基準）ではなく、実質的に支配しているか否かという基準（実質基準）により判断する

この点については、以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に」（横山淳、2005.12.19 作成）
- ・「会社法上の親子会社の定義 Q & A」（堀内勇世、2005.8.19 作成）

（注 2）**子会社による親会社株式の取得は原則として禁止**されている（会社法 135 条、800

条参照)。会社法 163 条が定めているのは、例外的に子会社が親会社株式を保有していることを前提としている。

(注 3) 会社法 163 条では、取得方法を明確に記載していないが、子会社からのいわゆる相対取引が基本であると思われる。以下の理由による。

- ① 特定のものからの取得としては相対取引が最も適した方法と考えられること
 - ② 旧法における同制度(旧商法 211 条の 3 第 1 項第 1 号)では、相対取引で行われてきたが、特に変更されたと言われていないこと
- ⇒ ・ 旬刊商事法務 No.1607 (2001.10.5) の 13~14 ページ(原田晃治(法務省民事局民事法制管理官)他「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔上〕」)参照。
- ・ 旬刊商事法務 No.1740 (2005.8.25) の 49 ページ(相澤哲(法務省大臣官房参事官)他「新会社法の解説(4) 株式(株式会社による自己の株式の取得)」)参照。

(注 4) **財源規制**があり、会社法 461 条により算出される分配可能額の範囲内でなければならない(会社法 461 条 1 項・2 項)。なお、分配可能額については、次のレポート参照。

- ・ 「会社法下の分配可能額」(横山淳、2006.6.23 作成)

(注 5) ここでは、確認できた、子会社から自己株式を取得する旨を適時開示書類(プレスリリース)で公表した企業の事例を紹介する(平成 18 年 5 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日現在)。

2. 事例

会社法 163 条により子会社から自己株式を取得した事例として、以下のような事例が存在する。

会社名	プレスリリースの日付	取得した株式総数	買受方法	買受日(取得日)	取得価額総額
電通 (4324)	H18.5.15	3,491 株	相対取引	H18.5.29	1,300,000,000 円 (概算) (注 6)
本田技研工業 (7267) (注 7)	H18.5.16	963,375 株	記載はなし	H18.5.31	7,800,000,000 円 (概算) (注 8)
		96,600 株	記載はなし	H18.5.31	780,000,000 円 (概算) (注 9)
		71,800 株	記載はなし	H18.5.31	580,000,000 円 (概算) (注 10)
大木 (8120)	H18.5.22	88,000 株	記載はなし	H18.5.25	37,400,000 円
白洋舎 (9731)	H18.5.24	2,475,278 株	記載はなし	H18.5.25	891,100,080 円 (注 11)
アイシン精機 (7259)	H18.6.26	549,700 株	記載はなし	H18.6.26	1,902,000,000 円
みずほフィナンシャルグループ (8411)	H18.6.30 H18.7.3	131,800 株 (注 12)	相対取引	H18.7.7	129,954,800,000 円 (注 13)

小池酸素工業 (6137)	H18.7.10 H18.7.24	1,189,000 株	相対取引	H18.7.24	467,277,000 円 (注 14)
凸版印刷 (7911)	H18.7.27	3,445,582 株	相対取引 (注 15)	H18.7.28	5,500,000,000 円 (上限) (注 16)
コナミ (9766)	H18.7.27	3,048,430 株	相対取引	H18.7.28	7,621,075,000 円 (注 17)

(注 6) 「平成 18 年 5 月 26 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 3,491 株を乗じた金額」と併記している。

(注 7) 一回の公表において、3 子社からの取得を、個別に記載している。

(注 8) 「平成 18 年 4 月 27 日から平成 18 年 5 月 26 日の東京証券取引所における各日終値の平均に 963,375 株を乗じた金額とする」と併記している。

(注 9) 「平成 18 年 4 月 27 日から平成 18 年 5 月 26 日の東京証券取引所における各日終値の平均に 96,600 株を乗じた金額とする」と併記している。

(注 10) 「平成 18 年 4 月 27 日から平成 18 年 5 月 26 日の東京証券取引所における各日終値の平均に 71,800 株を乗じた金額とする」と併記している。

(注 11) 「平成 18 年 5 月 24 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 360 円に 2,475,278 株を乗じた金額」と併記している。

(注 12) 平成 18 年 6 月 30 日の開示では、「取得する株式の総数 概算 136,500 株 (1 株あたり取得価額は平成 18 年 7 月 3 日(月)の東京証券取引所における当社普通株式の終値とし、極力取得総額が 1,300 億円に近くなるよう、取得する株式の総数を決定)」と記載している。

(注 13) 平成 18 年 6 月 30 日の開示では、「取得価額の総額 上限 1,300 億円」と記載している。

(注 14) 平成 18 年 7 月 10 日の開示では、「株式の取得価額の総額 6 億 5 千万円 (上限)」と記載している。

(注 15) 「単元未満株式 582 株は会社法第 192 条および 193 条の規定に基づき、当社株式取扱規則に規定する方法で取得する。」と併記している。

(注 16) 「平成 18 年 7 月 27 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 3,445,582 株を乗じた金額」と併記している。

(注 17) 「平成 18 年 7 月 26 日の東京証券取引所における当社株式終値に株数を乗じた金額」と併記している。